

静岡県告示第503号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月19日

静岡県知事 鈴木康友

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

送電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

富士市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

送電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、富士農林事務所及び富士市役所に備え置いて縦覧に供する。）